

## ○活動にあたってのお願いと注意点

活動の際は以下の点を守っていただくようお願いします

### 【活動時のお願い】

歩道者や車両の通行の妨げにならないよう事故等に十分にご注意ください  
(例:歩道・車道の急な飛び出し、歩道へのゴミ袋や用具などの長時間の設置など)

### 【禁止事項】

樹木の伐採、除草剤の使用、機械による除草・清掃（ブロワー、チェーンソー、草刈り機など）、手の届かない高さの剪定、歩行者や車両の通行の妨げや危険と考  
えられる行為

※市の指導に従わない場合は、登録の取り消しを行うことがあります

### 【用品やゴミ袋の受け取り】

用具（ほうき、てみ等）の貸与やゴミ袋の配布・回収の対応については、「緑のまちづくり協会(092-260-8818)」にて対応いたします。

用具やゴミ袋の受け取りについては、緑のまちづくり協会事務所（福岡市小笹5丁目1-1 福岡市植物園 緑の情報館2階）となりますのでご注意ください。

### 【活動の変更・解除】

サポーターの住所や連絡先の変更や解除を希望される際には、福岡市 公園部 運営課 緑地・街路樹係（092-711-4407）に御連絡ください。

### 【よくあるQ&A】

質問	回答
ゴミ袋がなくなったが、どうしたらよいか	緑のまちづくり協会 街路樹係(092-260-8818)までご連絡ください
作業のノルマはあるのか	作業日数や内容のノルマはありません。無理のない、継続的な活動をお願いしています。
活動中に怪我をした、もしくは誰かに怪我をさせてしまったが保険はあるのか	ボランティア保険の適用を受けることができる場合がありますので、事故が起きた場合はすみやかに公園部 運営課 街路樹係(092-711-4407)にご連絡ください。
街路樹に異常がある場合、どうしたらよいか（折れ枝、腐朽、キノコ、害虫など）	緑のまちづくり協会 街路樹係(092-260-8818)までご連絡ください。また、福岡市LINE通報システムでの通報も可能です
草花を育てたいが、どうしたらよいか	公園部 運営課 緑地・街路樹係(092-711-4407)に相談ください。
樹木の植栽はできるか	樹木の植栽はご遠慮いただいております